

○千葉県地域防災計画【第3編 風水害編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-2-15	誤記の修正	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、<u>財産</u>を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</p>
河川環境課 風-2-15	記載内容の見直し	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の<u>指定</u></p> <p>県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表し、<u>広く周知する。</u></p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <p>土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <p><u>「土砂災害特別警戒区域」は、</u>警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。</p> <p><u>ウ 基礎調査予定箇所</u></p> <p><u>土砂災害防止対策基本指針に基づく高精度な地形情報等を用いた危険箇所の抽出結果と、市町村からの情報提供箇所を基礎調査予定箇所として選定し、令和3年5月に公表した。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の<u>公表</u></p> <p>県は、土砂災害が発生するおそれがある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれがある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表するとともに、関係住民及び市町村へ周知する。</p> <p>(2) 基礎調査の推進</p> <p>県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。</p> <p>また、基礎調査については、おおむね5年ごとに、各区域における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備状況、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、当該区域において必要な項目について詳細な調査を行うものとする。</p> <p>さらに、区域指定を予定していない箇所での土砂災害が全国で確認されていることから、「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、数値標高モデルを用いた危険箇所の抽出や「市町村との情報共有の仕組み」による危険箇所の把握を行った結果を「基礎調査予</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>基礎調査予定箇所の調査は、市町村と連携して計画的に実施している。</u></p> <p><u><資料編 8-10 土砂災害警戒区域一覧表></u></p> <p>(2) ~ (3)</p>	<p>定箇所」として選定し、市町村と連携して、計画的に基礎調査を実施する。</p> <p><u><資料編 8-11 基礎調査予定箇所一覧表></u></p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。</p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <p>「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <p>「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。</p> <p>(4) ~ (5)</p>
河川環境課 風-2-15	法律に合わせた修正	<p>(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報</p> <p>県は、<u>土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水</u>を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。</p>	<p>(5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報</p> <p>県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。</p>
風-2-16	意見募集の結果を踏まえた修正	<p>(2) 警戒避難体制の整備等</p> <p>これらの事項を記載した印刷物の配布<u>やインターネットを利用するなどの</u>必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(2) 警戒避難体制の整備等</p> <p>これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-2-17	誤記のため	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策 4 県土保全事業 (1) 急傾斜地崩壊対策 ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 現在の急傾斜地崩壊危険区域は<資料編8-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表>のとおりであるが、<u>この指定</u>区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、<u>当該箇所及び周辺</u>地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策 4 県土保全事業 (1) 急傾斜地崩壊対策 ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は<資料編8-9 急傾斜地崩壊危険区域指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表>のとおりであるが、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。</p>
河川環境課 風-2-18	国からの通知による	<p>(2) 土石流対策 <u>土石流危険渓流とは、</u>土石流が発生するおそれがある<u>区域について</u>、砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。</p>	<p>(2) 土石流対策 <u>土石流危険渓流とは、</u>土石流が発生するおそれがある<u>渓流をいい、一般的には</u>渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす<u>地域をもち、</u>渓流の中に多量の不安定な土砂がある<u>渓流をいう。</u> <u>これらの</u>渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。</p>
耕地課 河川環境課 風-2-18	国の施策を踏まえた時点修正	<p>(3) 地すべり対策 ～県土整備部河川整備課<u>及び河川環境課</u>（国土交通省所管）の<u>三</u>課で分担して～ ア 地すべり防止区域の指定 県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。 現在、防止区域に指定されている区域は<資料編8-8 地すべり防止区域等>表2～4のとおりであり、<u>指定を要する危険箇所は表5～6のとおりであるが、</u>今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。</p>	<p>～県土整備部河川整備課<u>及び河川環境課</u>（国土交通省所管）の<u>四</u>課で分担して～ ア 地すべり防止区域の指定 県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。 現在、防止区域に指定されている区域は<資料編8-8 地すべり防止区域等>表2～4のとおりであり、<u>指定を要する危険箇所は表5～6のとおりであるが、</u>今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。</p>
危機管理政策課 都市計画課 風-2-19	防災基本計画修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策 4 県土保全事業の推進 (6) 盛土の崩落を防ぐ安全対策</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 土砂災害予防対策 4 県土保全事業の推進 (6) 盛土の崩落を防ぐ安全対策</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-2-19 銚子地方気象 台 風-2-21	国からの通知 による 修正	<p> <u>県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、県及び市町村は、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、</u> </p> <p> <u>県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u> </p> <p> ＜資料編 8-12 土石流危険渓流一覧表＞ </p> <p> 第2章 災害予防計画 第4節 風害予防対策 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） （1）気象情報の確認 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。 </p>	<p> 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 </p> <p> ＜資料編 8-12 土石流危険渓流一覧表＞ </p> <p> 第2章 災害予防計画 第4節 風害予防対策 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） （1）気象情報の確認 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。 </p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
消防課 風-2-31	大会開催形式 変更のため 名称変更による	第2章 災害予防計画 第7節 消防計画 5 消防思想の普及（防災危機管理部） （3）県消防大会及び <u>全国消防操法大会千葉県代表選考会</u> を開催する。 （4）各種講習会等を開催する。 （5）下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。 （公財）千葉県消防協会 （一社）千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年 <u>女性</u> 防火委員会 （一社）千葉県消防設備協会	第2章 災害予防計画 第7節 消防計画 5 消防思想の普及（防災危機管理部） （3）県消防大会及び <u>県操法大会</u> を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。 （4）各種講習会等を開催する。 （5）下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。 （公財）千葉県消防協会 （一社）千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年婦人防火委員会 （一社）千葉県消防設備協会
危機管理政策 課 地域室 風-2-33	防災基本計画 修正のため	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 （2）避難行動要支援者名簿の作成等 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。 <u>また、避難行動要支援者名簿の作成にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 （2）避難行動要支援者名簿の作成等 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。 <u>（新規）</u>
危機管理政策 課 地域室 風-2-34	防災基本計画 修正のため	オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 （ア）避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。 <u>また、避難行動要支援者名簿の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 （ア）避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。 <u>（新規）</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 地域室 風-2-35	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 (3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (ア) 作成に係る方針及び体制等 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に<u>努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。</u></p> <p>作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。</p> <p>また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。</p> <p><u>併せて、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 (3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (ア) 作成に係る方針及び体制等 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に<u>努める。</u></p> <p>作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。</p> <p>また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。</p> <p><u>(新規)</u></p>
危機管理政策 課 地域室 風-2-35	防災基本計画 修正のため	<p>ウ 個別避難計画の更新 市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。 <u>また、個別避難計画の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>ウ 個別避難計画の更新 市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。 <u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 防災対策課 健康福祉部 風-2-36	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 2 要配慮者全般への対応 (3) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。</p> <p><u>なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 2 要配慮者全般への対応 (3) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
防災対策課 風-2-38	修正された国の防災基本計画において「重要拠点の通信確保」の記載が追加されたため、それに倣ったもの	<p>第2章 災害予防計画 第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。</p> <p><u>また、電気通信事業者にあつては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>なお、災害時の通信連絡システムは以下のとおりである。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。</p> <p>また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。</p> <p>なお、災害時の通信連絡システムは以下のとおりである。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
消防課 風-2-42	本文の脱字修正のため	第2章 災害予防計画 第9節 情報連絡体制の整備 11 アマチュア無線の活用（防災危機管理 <u>理</u> 部）	第2章 災害予防計画 第9節 情報連絡体制の整備 11 アマチュア無線の活用（防災危機管部）
危機管理政策課 風-2-43	国の防災基本計画と記載を合わせるため。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 （2）市町村における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、 <u>家庭動物の飼養に関する資材</u> 等を中心とした備蓄に努めるものとする。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 （2）市町村における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。
防災対策課 風-2-44	今回の防災基本計画改正において、物資輸送拠点の運営に係る人員や資機材等の確保に努めるものとする旨が追加されたため。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 （5）県及び市町村における災害時の物流体制の整備 イ 市町村における物流体制 市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携して人員や資器材を確保する等の体制を整備するものとする。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 （5）県及び市町村における災害時の物流体制の整備 イ 市町村における物流体制 市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備するものとする。
医療整備課 風-2-45	時点修正のため	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） （2）応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） （2）応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
		<p>備しているところである。</p> <p style="text-align: center;">(令和3年7月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="495 300 1059 341">整備状況</th> <th data-bbox="1059 300 1272 341">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="495 341 1059 730"> 県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット) </td> <td data-bbox="1059 341 1272 730"> 識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液 </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液	<p>等に整備しているところである。</p> <p style="text-align: center;">(令和3年7月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1330 300 1895 341">整備状況</th> <th data-bbox="1895 300 2112 341">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1330 341 1895 730"> 県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット) </td> <td data-bbox="1895 341 2112 730"> 識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液 </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液
整備状況	応急医療資機										
県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液										
整備状況	応急医療資機										
県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液										
危機管理政策課 地域室 風-2-47	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第1 1 節 防災施設の整備 4 避難施設の整備 (2) 指定避難所の指定等 イ 指定避難所の整備等 (ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1 1 節 防災施設の整備 4 避難施設の整備 (2) 指定避難所の指定等 イ 指定避難所の整備等 (ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>								

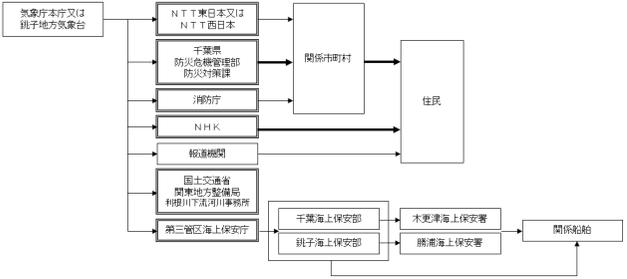
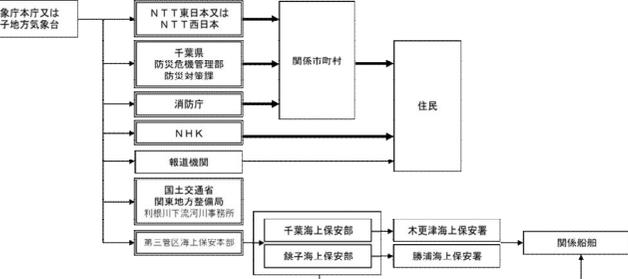
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 地域室 風-2-48	防災基本計画 (新旧 P. 12, 23)修正 のため	<p>(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、<u>井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。</u></p> <p><u>なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、<u>冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u></p>
危機管理政策 課 地域室 風-2-48	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>(カ) <u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。</u></p>	<p>(カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。</p>
危機管理政策 課 地域室 風-2-48	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、避難所で感染症発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</p>	<p>(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、避難所で感染症発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</p>
危機管理政策 課 地域室 風-2-48	防災基本計画 の修正	<p>(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p>	<p>(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行												
風-2-48	防災基本計画 (新旧P. 13) 修正のため	<u>(チ) 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>												
風-2-49	防災基本計画 (新旧P. 13) 修正のため	<u>(ツ) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする</u>	<u>(新規)</u>												
風-2-49	防災基本計画 (新旧P. 13) 修正のため	<u>(テ) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>	<u>(新規)</u>												
防災対策課 風-3-5	千葉県災害対策本部要綱改正に伴う修正	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 県の活動体制（防災危機管理部） (2) 県災害対策本部（表の修正） <table border="1" data-bbox="535 1225 1216 1444"> <tr> <td data-bbox="535 1225 611 1444">本部事務局</td> <td data-bbox="611 1225 801 1265">事務局長</td> <td data-bbox="801 1225 1216 1265">防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="535 1265 611 1444"></td> <td data-bbox="611 1265 801 1444">事務局次長</td> <td data-bbox="801 1265 1216 1444">危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長</td> </tr> </table>	本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長		事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 県の活動体制（防災危機管理部） (2) 県災害対策本部（表の修正） <table border="1" data-bbox="1364 1225 2045 1444"> <tr> <td data-bbox="1364 1225 1440 1444">本部事務局</td> <td data-bbox="1440 1225 1630 1265">事務局長</td> <td data-bbox="1630 1225 2045 1265">防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1364 1265 1440 1444"></td> <td data-bbox="1440 1265 1630 1444">事務局次長</td> <td data-bbox="1630 1265 2045 1444">危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長</td> </tr> </table>	本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長		事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長
本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長													
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長													
本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長													
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長													

担当部署名 ページ	修正理由	修正案		現行													
			人事課長 財政課長 市町村課長		人事課長 財政課長 市町村課長												
防災対策課 風-3-6	千葉県災害対策本部要綱改正に伴う修正		事務局職員 <u>統制班</u> 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班		事務局職員 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班												
防災対策課 風-3-9	千葉県応急対策本部設置要綱改正に伴う修正		(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を <u>統制班</u> 、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、 <u>航空運用調整班</u> 、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。 (3) 県応急対策本部 (表の修正) <table border="1" data-bbox="589 1265 1167 1445"> <tr> <td data-bbox="589 1265 667 1318">本</td> <td data-bbox="667 1265 853 1318">事務局長</td> <td data-bbox="853 1265 1167 1318">防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 1318 667 1445">部 事</td> <td data-bbox="667 1318 853 1445">事務局職員</td> <td data-bbox="853 1318 1167 1445"> <u>統制班</u> 庶務班 情報班 </td> </tr> </table>	本	事務局長	防災危機管理部次長	部 事	事務局職員	<u>統制班</u> 庶務班 情報班		(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、 <u>航空運用調整班</u> 、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。 (3) 県応急対策本部 (表の修正) <table border="1" data-bbox="1417 1265 1995 1445"> <tr> <td data-bbox="1417 1265 1496 1318">本</td> <td data-bbox="1496 1265 1682 1318">事務局長</td> <td data-bbox="1682 1265 1995 1318">防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1417 1318 1496 1445">部 事</td> <td data-bbox="1496 1318 1682 1445">事務局職員</td> <td data-bbox="1682 1318 1995 1445"> 庶務班 情報班 応急対策班 </td> </tr> </table>	本	事務局長	防災危機管理部次長	部 事	事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班
本	事務局長	防災危機管理部次長															
部 事	事務局職員	<u>統制班</u> 庶務班 情報班															
本	事務局長	防災危機管理部次長															
部 事	事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班															

担当部署名 ページ	修正理由	修正案				現行			
防災対策課 風-3-16	資料編の追加		務 局		応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班		務 局		応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班
危機管理政策 課 風-3-19	千葉市の救助 実施市指定 (R5.4)	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） (3) 救助の実施機関 ア 知事は、災害時において、県内 <u>(救助実施市を除く)</u> に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。 <u>エ 救助実施市（千葉市）は、その区域内に災害救助法を適用する場合は、救助の実施主体としてアの事務を行い、救助実施市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合、知事は救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長その他の関係者との連絡調整を行う。</u>	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 5 市町村支援（防災危機管理部） (1) 情報連絡員の派遣について (略) <u><資料編 1-22 千葉県情報連絡員運用要綱></u>	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） (3) 救助の実施機関 ア 知事は、災害時において、県内に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。 <u>(新規)</u>					

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 政策室 風-3-22	名称が変更されたため	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 1 通信体制（全庁） （2）通信連絡手段 ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達 （イ）市町村 （中略） <u>X（旧：ツイッター）</u> 等のSNS	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 1 通信体制（全庁） （2）通信連絡手段 ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達 （イ）市町村 （中略） <u>ツイッター</u> 等のSNS
東京ガス(株) 風-3-23	組織改正のため	（6）通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（防災危機管理部） イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 （ク） <u>東京ガス(株)</u> ／東京ガスネットワーク（株）通信施設 <資料編3-12 NHK千葉放送局・ <u>東京ガス(株)</u> ／東京ガスネットワーク（株）通信施設>	（6）通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（防災危機管理部） イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 （ク）東京ガスネットワーク（株）通信施設 <資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガスネットワーク（株）通信施設>
銚子地方気象 台 風-3-28	気象庁HP「特別警報、警報、注意報、気象情報」参照 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/keihou.html	2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 （2）気象通報組織の整備 特別警報・警報・注意報の種類と概要 <u>※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</u> <u>土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u>	2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 （2）気象通報組織の整備 特別警報・警報・注意報の種類と概要 表の最後に追記
河川環境課 風-3-29	国からの通知による	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 カ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害 <u>警戒区域</u> のない浦安	カ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害 <u>危険個所</u> のな

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
大気保全課 風-3-30	終了予定のため	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 2 気象注意報・警報等の伝達 (2) 気象通報組織の整備	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 2 気象注意報・警報等の伝達 (2) 気象通報組織の整備
銚子地方気象台 風-3-30	気象業務法施行例に基づき修正	<p>セ 線状降水帯に関する各種情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、「顕著な大雨に関する気象情報」（府県気象情報の一種）が発表される。<u>この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。</u> <u>また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、半日程度前から府県気象情報で発表される。</u></p> <p>(2) 気象通報組織の整備 ソ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</p> 	<p>セ 線状降水帯に関する各種情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報（府県気象情報の一種）が発表される。<u>また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、府県気象情報により発表される。</u> なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。</p> <p>(2) 気象通報組織の整備 ソ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</p> 

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
銚子地方気象 台 風-3-32	追記	1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号並びに第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (5) 注意報・警報・特別警報実施基準 <u>令和5年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。</u> <u>令和6年5月23日から洪水注意報・警報基準値を改正した。</u>	1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (5) 注意報・警報・特別警報実施基準 (新規)
銚子地方気象 台 風-3-33	資料編に基準 記載されてい ため削除	ア 気象官署が発表する注意報の基準 千葉中央：千葉1.8m 東葛飾：東京港1.8m・千葉1.8m 印旛を除く—香取・海匝：銚子漁港1.0m 山武・長生：銚子漁港1.0m—君津：神奈川県横浜港1.3m 夷隅・安房：館山市布良1.5m	ア 気象官署が発表する注意報の基準 千葉中央：千葉1.8m 東葛飾：東京港1.8m・千葉1.8m 印旛を除く 香取・海匝：銚子漁港1.0m 山武・長生：銚子漁港1.0m 君津：神奈川県横浜港1.3m 夷隅・安房：館山市布良1.5m
銚子地方気象 台 風-3-34	修正	イ 気象官署が発表する警報の基準 台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <資料編3-15 <u>高潮警報・注意報基準表</u> >	イ 気象官署が発表する警報の基準 台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <資料編3-15 <u>大雨、洪水注意報及び警報基準表</u> >
銚子地方気象 台 風-3-34	資料編に基準 記載されてい ため削除	イ 気象官署が発表する警報の基準 千葉中央：千葉3.3m 東葛飾：東京港2.9m・千葉3.5m —印旛を除く。—香取・海匝：銚子漁港1.5m 山武・長生：銚子漁港1.5m—君津：神奈川県横浜港1.6m 夷隅・安房：館山市布良1.8m	イ 気象官署が発表する警報の基準 千葉中央：千葉3.3m 東葛飾：東京港2.9m・千葉3.5m 印旛を除く。 香取・海匝：銚子漁港1.5m 山武・長生：銚子漁港1.5m 君津：神奈川県横浜港1.6m 夷隅・安房：館山市布良1.8m
防災対策課 風-3-38	誤記載のため	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 (ア) 本庁 c 災害対策本部 ヘリテレ搭載回転翼	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 (ア) 本庁 c 災害対策本部 ヘリテレ搭載回転翼

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																														
報道広報課 風-3-41	広報媒体の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部 かとり1号、2号、3号 ・ 千葉県 おおとり1号、2号 <p style="text-align: center;"><資料編1-12 <u>千葉県消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書</u>></p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 4 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 広報活動要領 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。 なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、<u>県公式SNS</u>、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p> <p>(3) 広報方法 (エ) インターネット（千葉県ホームページ、<u>県公式SNS</u>など）を活用した広報</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部 かとり1号、2号、3号 ・ 千葉県 おおとり1号、2号 <p style="text-align: center;"><資料編1-12 <u>ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書</u>></p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 4 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 広報活動要領 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。 なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、<u>県民だより</u>等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p> <p>(3) 広報方法 (エ) インターネット（千葉県ホームページ、<u>メール</u>など）を活用した広報</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p>																														
風-3-42		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機 関 名 ・ 窓 口</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">県 防 災 行 政 無 線</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">一 般 加 入 電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会千葉放送局（放送）</td> <td style="width: 10%;">500-7393</td> <td style="width: 10%;">500-7394</td> <td style="width: 10%;">043-203-<u>0507</u></td> <td style="width: 10%;">043-203-0396</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)報道局報道部</td> <td>500-7303</td> <td>500-9702</td> <td>043-231-<u>3111</u></td> <td>043-231-4999</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話		日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203- <u>0507</u>	043-203-0396	千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3111</u>	043-231-4999	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機 関 名 ・ 窓 口</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">県 防 災 行 政 無 線</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">一 般 加 入 電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会千葉放送局（放送）</td> <td style="width: 10%;">500-7393</td> <td style="width: 10%;">500-7394</td> <td style="width: 10%;">043-203-<u>0597</u></td> <td style="width: 10%;">043-203-</td> </tr> <tr> <td>千葉テレビ放送(株)報道局報道部</td> <td>500-7303</td> <td>500-9702</td> <td>043-231-<u>3100</u></td> <td>043-231-</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話		日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203- <u>0597</u>	043-203-	千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3100</u>	043-231-
機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話																														
日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203- <u>0507</u>	043-203-0396																													
千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3111</u>	043-231-4999																													
機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話																														
日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203- <u>0597</u>	043-203-																													
千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3100</u>	043-231-																													

担当部署名 ページ	修正理由	修正案					現行																				
河川環境課 風-3-44	誤記のため	株ベイエ フエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- 7878	043-351- 7827	株ベイエ フエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- 7841	043-351- 7870																
		株ニッポ ン放送 編成局報 道部	—	—	03-3287- 1111	03-3287-7696	株ニッポ ン放送 編成局報 道部	—	—	03-3287- 7622	03-3287-7696																
河川環境課 風-3-47	水防計画に合 わせて修正	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 5 水防本部の組織 (1) 組織系統 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(7) 本部指令班 (県庁)</td> </tr> <tr> <td>総務担当</td> <td>渉外担当</td> </tr> <tr> <td>〆 指令担当</td> <td>〆 情報担当</td> </tr> <tr> <td>災害担当</td> <td>予備員</td> </tr> </table>					(7) 本部指令班 (県庁)		総務担当	渉外担当	〆 指令担当	〆 情報担当	災害担当	予備員	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 5 水防本部の組織 (1) 組織系統 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(7) 本部指令班 (県庁)</td> </tr> <tr> <td>総務担当</td> <td>渉外担当</td> </tr> <tr> <td>千葉県立病</td> <td>医薬品卸業</td> </tr> <tr> <td>医療救護班</td> <td>ボランティア</td> </tr> </table>					(7) 本部指令班 (県庁)		総務担当	渉外担当	千葉県立病	医薬品卸業	医療救護班	ボランティア
(7) 本部指令班 (県庁)																											
総務担当	渉外担当																										
〆 指令担当	〆 情報担当																										
災害担当	予備員																										
(7) 本部指令班 (県庁)																											
総務担当	渉外担当																										
千葉県立病	医薬品卸業																										
医療救護班	ボランティア																										
		第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 6 水防本部の配備体制と活動内容 (2) 水防配備体制 水防警戒体制 ③水位 情報 周知河川において、 <u>氾濫危険</u> 水位 (<u>洪水</u> 特別警戒水位)に達したとき。(自動配備)					第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 6 水防本部の配備体制と活動内容 (2) 水防配備体制 水防警戒体制 ③水位 情報 周知河川において、 <u>避難判断</u> 水位 (特別警戒水位)に達したとき。(自動配備)																				

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-3-48		<p>(留意事項)</p> <p>1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防配備指令の発令が予測される時は、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。</p> <p>2 水防配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。</p>	<p>(留意事項)</p> <p>1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測される時は、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。</p> <p>2 配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。</p>
危機管理政策課 政策室 風-3-53	名称が変更されたため	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 3 避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部） (3) 避難の措置と周知 ア 住民等への周知 (中略) X (旧：ツイッター)等のSNS</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 3 避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部） (3) 避難の措置と周知 ア 住民等への周知 (中略) <u>ツイッター</u>等のSNS</p>
危機管理政策課 地域室 風-3-53	防災基本計画修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村） 避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。 また、市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難支援体制の整備に努める。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村） 避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。 また、市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課地域室 風-3-54	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行のため	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 4 避難誘導等 <u>(3) 削除</u>	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 4 避難誘導等 (3) 県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局（県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
危機管理政策 課地域室 風-3-54	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行のため	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 5 避難所等の開設・運営 (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」 を <u>新型コロナウイルス感染症への対応編</u> を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 5 避難所の開設・運営 (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」 <u>新型コロナウイルス感染症への対応編</u> を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。
危機管理政策 課 歯科医師会 風-3-54	防災基本計画（新旧P.21）修正等のため	(5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や <u>摂食嚥下機能</u> のアセスメントの実施、食物アレルギーや <u>食形態、や栄養バランス等</u> に配慮した食料の確保、 <u>入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等</u> に努めるものとする。	(5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
危機管理政策 課 風-3-54	防災基本計画（新旧P.21）修正のため	<u>(7) 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>	(新規)

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 風-3-55	防災基本計画 (新旧 P. 21, 22)修正 のため	<u>(8) 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>	(新規)
危機管理政策 課 風-3-55	防災基本計画 (新旧P. 20) 修正のため	<u>(9) 市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。</u>	(7) 市町村は、家庭動物との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。
危機管理政策 課 風-3-55	防災基本計画 (新旧P. 20) 修正のため	<u>(10) 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。</u> また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。 <u>(11) ~ (15)</u>	(8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、 <u>段ボールベッド、畳・パーティション</u> 、仮設風呂・シャワーなどである。 また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。 <u>(9) ~ (13)</u>
危機管理政策 課 風-3-55	国の防災基本 計画と記載 を合わせる ため。	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 5 避難所の開設・運営 (15) 市町村は、必要に応じ、 <u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	第3章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 5 避難所の開設・運営 (13) 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課支援室 医療整備課 風-3-56	防災基本計画 の修正	<p>第3章 災害応急対策計画 第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 <u>また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。</u> ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、<u>協定に基づき</u>、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）<u>や災害支援ナース</u>を避難所へ派遣する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の設置、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、「<u>千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定</u>」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。</p>
医療整備課 風-3-67	時点修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療救護活動の体系図 <u>時点修正による差し替え</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療救護活動の体系図</p>
医療整備課 風-3-68	時点修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 災害拠点病院一覧図 <u>時点修正による差し替え</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 災害拠点病院一覧図</p>
医療整備課 風-3-69	時点修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案			現行		
		地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場	地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場
			(略)		(略)		
		千葉県美浜区	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u>	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u> <u>専用ヘリポート</u>	千葉県美浜区	千葉県救急医療センター	<u>印旛沼下水道事務所</u>
			(略)		(略)		
防災対策課 風-3-74	制度改正のため	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>（5）緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、警察本部）</p> <p>イ 緊急通行車両の<u>災害発生前</u>の確認</p> <p>（イ）公安委員会は、前記（ア）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>標章及び確認証明書</u>を交付する。</p> <p>（ウ）<u>標章</u>の交付を受けた車両については、<u>交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。</u></p> <p>（エ）<u>災害発生前</u>の確認に関する手続は、別に定める。 <資料編5-1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認<u>及び事前届出</u>事務手続き等></p>			<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>（5）緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、警察本部）</p> <p>イ 緊急通行車両の<u>事前届出・確認</u></p> <p>（イ）公安委員会は、前記（ア）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>緊急通行車両等事前届出済証</u>（以下「届出済証」という。）を交付する。</p> <p>（ウ）届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア（ア）の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記ア（イ）の標章及び確認証明書を交付する。</p> <p>（エ）<u>事前届出・確認</u>に関する手続は、別に定める。 <資料編5-1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認<u>及び事前届出</u>事務手続き等></p>		
道路環境課 風-3-76 風-3-77	追記依頼のため	<p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p><u>(10)交通マネジメント（県土整備部、警察本部、市町村）</u></p> <p><u>関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント*1及び交通需要マネジメント*2からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討</u></p>			<p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p><u>（新規）</u></p>		

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
危機管理政策課 風-3-87	時点修正のため	<p> <u>会」という。）」を組織するものとする。</u> <u>県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとする。</u> <u>検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行うものとする。</u> <u>検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。</u> </p> <p> <u>※1 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組</u> <u>※2 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u> </p> <p> 第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.4 施設</u> </p> <table border="1" data-bbox="524 1098 1283 1401"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長生・夷隅ゾーン</td> <td>道の駅たけゆらの里おたき 尼ヶ台総合公園</td> <td>（略） 警察 消防、警察</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）		（略）		長生・夷隅ゾーン	道の駅たけゆらの里おたき 尼ヶ台総合公園	（略） 警察 消防、警察		（略）		<p> 第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.2 施設</u> </p> <table border="1" data-bbox="1370 1098 2112 1401"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長生・夷隅ゾーン</td> <td>（略） （新規）</td> <td>（略） （新規）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）		（略）		長生・夷隅ゾーン	（略） （新規）	（略） （新規）		（略）	
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																									
	（略）																										
長生・夷隅ゾーン	道の駅たけゆらの里おたき 尼ヶ台総合公園	（略） 警察 消防、警察																									
	（略）																										
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																									
	（略）																										
長生・夷隅ゾーン	（略） （新規）	（略） （新規）																									
	（略）																										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
医療整備課 風-3-88	時点修正のため	<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設</p> <table border="1" data-bbox="524 285 1283 772"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td> <u>千葉県総合救急災害医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）		(略)		千葉中央ゾーン	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院			(略)		<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設</p> <table border="1" data-bbox="1370 285 2112 735"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td> <u>県救急医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）		(略)		千葉中央ゾーン	<u>県救急医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院			(略)	
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）																									
	(略)																										
千葉中央ゾーン	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院																										
	(略)																										
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）																									
	(略)																										
千葉中央ゾーン	<u>県救急医療センター</u> 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院																										
	(略)																										
防災対策課 風-3-90	資料編の追加	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 4 県の市町村への応援（防災危機管理部） (1) 情報連絡員の派遣について (略)</p> <p style="text-align: center;"><u><資料編1-22 千葉県情報連絡員運用要綱></u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 4 県の市町村への応援（防災危機管理部） (1) 情報連絡員の派遣について (略)</p>																								
危機管理政策課 風-3-91	防災基本計画修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 7 市町村の受援体制の整備（<u>防災危機管理部</u>、市町村） (略)</p> <p>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 7 市町村の受援体制の整備（市町村） (略)</p> <p>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 (新規)</p>																								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
歯科医師会 風-3-92	追記	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p>(1) 人材支援 ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、<u>JDAT、DPAT</u>等）</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p>(1) 人材支援 ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）</p>
健康福祉政策課 都市計画課 風-3-92, 93	追記	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 (1) 人材支援 ウ 福祉チームの派遣（DWAT） <u>エ 災害時健康危機管理支援チームの派遣（DHEAT）</u> <u>オ スクールカウンセラー等の派遣</u> <u>カ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣</u> <u>キ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</u> 企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。 <u>ク 職員の派遣</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 (1) 人材支援 ウ 福祉チームの派遣（DWAT） <u>(新規)</u> エ スクールカウンセラー等の派遣 オ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣 カ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等 企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。 キ 職員の派遣</p>
疾病対策課 風-3-105 (東-5-40、 地-3-95も同 様)	感染拡大防止策を講じるのは施設等の管理者等になる。	<p>第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） (3) 災害防疫の実施方法 ア 県の業務 (ア) 予防及びまん延防止 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等<u>に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u></p>	<p>第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） (3) 災害防疫の実施方法 ア 県の業務 (ア) 予防及びまん延防止 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等<u>の協力を得て感染拡大防止策を講ずる。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
疾病対策課 風-3-105 (東-5-40、 地-3-95も同 様)	感染症法27条の規定による消毒の実施主体は市町村である。	(キ) 消毒の実施 <u>感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u>	(キ) 消毒の実施 感染症法第27条の規定により、 <u>消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。</u>
疾病対策課 風-3-105 (東-5-40、 地-3-95も同 様)	国の防災基本計画の記載に統一 国の防災基本計画に記載あり 国の防災基本計画に記載あり	(ク) <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u> に関する情報共有 保健所（健康福祉センター）は <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u> （略） <u>(ケ) 専門家の派遣要請</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。</u> イ 市町村の業務 <u>(オ) 専門家の派遣要請</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。</u>	(ク) 指定感染症に関する情報共有 保健所（健康福祉センター）は指定感染症（略） (新規) (新規)
疾病対策課 風-3-105 (東-5-40、 地-3-95も同 様)	災害時に限ったことではないため、記載がなくても実施する。(これを記載するのであれば患者の移送等も記載する必要がある。)	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） <u>(4) 削除</u>	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） (4) 患者の入院

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
衛生指導課 風-3-106	説明追記	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 4 死体の捜索処理等（防疫危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） （1）実施機関 イ <u>遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について</u>、当該市町村限りで<u>対応</u>不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。 また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の<u>火葬実施</u>体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 4 死体の捜索処理等（防疫危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） （1）実施機関 イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。 また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の<u>処理</u>体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。</p>
衛生指導課 風-3-108	国の防災基本計画と記載を合わせるため。	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保険衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、<u>獣医師会等</u>関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等</u>動物救護活動を実施する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保険衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。</p>
循環型社会推進課 風-3-108	全市町村で災害廃棄物処理計画の策定が完了したため	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の<u>適宜見直し</u>を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の<u>策定</u>を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
循環型社会推進課 風-3-109	県災害廃棄物処理計画には未掲載のため	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 イ 廃棄物の収集、処理 （ウ）発生量の推計方法 各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 イ 廃棄物の収集、処理 （ウ）発生量の推計方法 各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。
住宅課 風-3-112	協定団体の増加のため	第3章 災害応急対策計画 第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村） （3）建設資材の確保 ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会④一般社団法人日本ログハウス協会⑤一般社団法人日本ムービングハウス協会のあつせんする業者を通じて確保する。	第3章 災害応急対策計画 第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村） （3）建設資材の確保 ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会のあつせんする業者を通じて確保する。
東京ガス(株) 風-3-119	組織改正のため	4 ガス施設 （1）東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)	4 ガス施設 （1）東京ガス(株)
危機管理政策課 風-3-124	資料編とそろえるため	第3章 災害応急対策計画 第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 4 ガス施設 （10） （11） <資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の（10） （11） >	第3章 災害応急対策計画 第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 4 ガス施設 （10）（11） <資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の（10）（11）>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 風-3-124	解除・指定に よる	第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 4 ガス施設 (9) 東日本ガス(株) (9) (株)エナジー宇宙 (略) (10) 日本瓦斯(株) (10) 総武ガス(株)	第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 4 ガス施設 (9) 東日本ガス(株) (略) (10) 日本瓦斯(株) (略) (11) 総武ガス(株)
危機管理政策 課支援室 風-3-129	防災基本計画 修正のため	第3章 災害応急対策計画 第16節 ボランティアの協力 また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、 <u>災害</u> 中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 <u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u>	第3章 災害応急対策計画 第16節 ボランティアの協力 また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 (新規)
危機管理政策 課支援室 風-4-2	防災基本計画 修正のため	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等(全庁、市町村) 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメントの実施等により</u> 、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能と	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等(全庁、市町村) 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>なるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p><u>併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p><u>(新規)</u></p>
団体指導課 風-4-11 風-4-12	現行の融資制度に合わせ、利率の記載方法及び償還期間を修正する必要があるため。	<p>12 農林漁業者への融資</p> <p>風-4-11の表の時点を「令和<u>6</u>年8月1日」とする。</p> <p>「(株)日本政策金融公庫資金」に係る「利率欄」を「<u>固定金利(適用される融資時の金利は毎月見直し)</u>」に修正する。</p> <p>「農林漁業セーフティネット資金」に係る償還期間を「<u>15</u>年」に修正する。</p>	<p>12 農林漁業者への融資</p> <p>「令和<u>4</u>年8月1日」</p> <p>「<u>変動(毎月見直し)</u>」</p> <p>「<u>10</u>年」</p>